

医療機関等及び 高齢者施設等の皆様へ

令和4年8月

窓口負担割合の見直しに係る周知用広報物の送付等について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年10月1日からの窓口負担割合の見直しに伴うポスター及びリーフレットを厚生労働省保険局高齢者医療課からの依頼に基づき、8月下旬から随時送付しております。

つきましては、貴施設内でのポスター掲示又はリーフレットの配架など、被保険者の皆様への周知に御活用くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 高齢者施設等については、ポスターのみ送付しておりますので御承知願います。
- 2 ポスター及びリーフレットが届かない又は不足がある場合は、厚生労働省のホームページに掲載予定ですので御活用願います。

厚生労働省ホームページ

『後期高齢者の窓口負担割合の変更等(令和3年法律改正について)』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/newpage_21060.html

※高齢者施設等へは、県に登録されているサービス種類毎に送付させていただきます。そのため、複数件届く場合がありますので御承知願います。

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局

担 当：保険料課

電 話：022-266-1021